

ふくしま受動喫煙防止条例  
の趣旨等について

令和3年3月

福島県議会事務局

## ふくしま受動喫煙防止条例の趣旨等について 目次

	ページ
前文	1
第1条（目的）	2
第2条（定義）	3
第3条（県の責務）	6
第4条（市町村に対する支援）	7
第5条（県民等の責務）	7
第6条（事業者の責務）	8
第7条（管理権原者等の責務）	9
第8条（子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等）	11
第9条（路上等における受動喫煙の防止等）	12
第10条（推進体制の整備）	14
第11条（財政上の措置）	15
附則	15
参考 「ふくしま受動喫煙防止条例」と健康増進法との比較	17

### 条例文の表記について

本条例は、県民一人一人が、受動喫煙による健康への悪影響について身近な問題として理解を深め、受動喫煙の防止に取り組んでいただけるよう、「ですます」体で表記しています。

## 前文

福島県は東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故後、復興の歩みを進めています。復興の歩みとともに、全国に誇れる健康長寿県づくりを進めています。県民の健康は福島県の復興のみなもとであり、震災、原発事故時に県民の健康が不安にさらされた福島県であるからこそ、将来にわたって、県民が心豊かで健康で快適な生活を維持する県づくりを進めていかなければなりません。

たばこは、喫煙をする人だけではなく、受動喫煙により、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことは科学的にも明らかで、肺がんや心筋梗塞など多くの病気に関係しています。また、近年はたばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響についても、国内外で研究が進められているところであり、今後、注視していく必要があります。

たばこは、現代を生きる私たちの健康のみならず、これから生まれてくる子どもたちのような、次世代にも大きな影響を与えます。子どもはいつの時代においても、「社会の宝」であり、「未来への希望」であります。子どもたちが健やかに成長するためにも、全ての県民が、生涯にわたって受動喫煙の悪影響を理解し、子どもや妊婦、患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人へ特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があります。

このような認識の下、県民一人一人の責任と責務を明確にし、健康増進法に定める受動喫煙を防止するための措置のほか、必要な措置の推進を図るため、この条例を制定します。

### 【趣旨・解釈】

- 1 前文では、本条例を制定するに至った背景や条例に託す思いを明らかにしたもので、条例の解釈の基本となるものであり、受動喫煙防止に関し、次の

ような認識を明らかにしています。

- 福島県は東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故後、復興の歩みとともに全国に誇れる健康長寿県づくりを進めています。
- たばこは、喫煙をする人だけでなく、受動喫煙により、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことは科学的に明らかであり、肺がんや心筋梗塞などの多くの病気に関係しています。
- 近年は、たばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響についても、国内外で研究が進められており、今後、注視していく必要があります。
- たばこは、現代を生きる私たちの健康だけでなく、次世代にも大きな影響を与えます。
- 子どもたちが健やかに成長するためにも、全ての県民が、生涯にわたって受動喫煙の悪影響を理解し、子どもや妊婦、患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人へ特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があります。

2 このような認識の上で、次の事項を目指して「ふくしま受動喫煙防止条例」を制定するものです。

- 受動喫煙防止について、県民一人一人の責任と責務を明確にします。
- 健康増進法に定める受動喫煙を防止するための措置のほか、必要な措置の推進を図ります。

## 第1条（目的）

第一条 この条例は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とします。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものです。
- 2 本条例は、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としており、喫煙そのものを規制するものではありません。

## 第2条（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいいます。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいいます。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいいます。
- 四 ライフサイクル 人生の周期、一生涯をいいます。
- 五 県民等 県内に居住、通勤、通学もしくは滞在する人又は県内を通過する人をいいます。
- 六 子ども 十八歳に満たない人をいいます。
- 七 保護者 親権を行う人、未成年後見人その他の人で、子どもを現に監護する人をいいます。
- 八 事業者 施設を設けて事業を営む人をいいます。
- 九 管理権原者等 多数の人が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）の管理について権原を有する人や施設の管理者をいいます。
- 十 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいいます。
- 十一 児童福祉施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定するものをいいます。
- 十二 家庭等 家族が住所又は居所として継続的に居住する場所をいいます。
- 十三 病院等 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第十号から第十四号まで及び第十六号に規定するものをいいます。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例が対象とする「たばこ」、「喫煙」、「受動喫煙」、「ライフ

サイクル」、「県民等」、「子ども」、「保護者」、「事業者」、「管理権原者等」、「学校」、「児童福祉施設」、「家庭等」及び「病院等」について用語の定義を行い、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。

2 第1号の「たばこ」は、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用、又はかぎ用に供し得る状態に製造された「製造たばこ」のうち、喫煙用に供されるものと、葉たばこ以外の原料を用いて、喫煙用に製造された「製造たばこ代用品」をいいます。

かみたばこ（頬に含んだり、噛むためのたばこ製品）や、かぎたばこ（鼻腔内に塗る、吸い込む又は頬と歯肉の間に入れるたばこ製品）は、煙を発生させないので本条例の適用対象とはしません。

なお、加熱式たばこ（たばこ葉を使用し、燃焼させず加熱により発生した蒸気を吸引するたばこ）も「たばこ」に含まれます。また、電子たばこ（たばこ葉を使用せず、カートリッジ内の液体を電気加熱により発生する蒸気を吸引するたばこ）は、法の規制対象でないため、本条例の適用対象とはしませんが、喫煙に当たっては周囲の誤解を招かないよう配慮は必要です。

（参考）たばこ事業法  
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ タバコ属の植物をいう。
- 二 葉たばこ たばこの葉をいう。
- 三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

3 第2号の「喫煙」は、法第二十八条第二号に規定する「喫煙」をいいます。

4 第3号の「受動喫煙」は、法第二十八条第三号に規定する「受動喫煙」をいい、「煙」とは、火のついたたばこの先から出る「副流煙」と、喫煙者の吐き出した「呼出煙」をいいます。

5 第4号の「ライフサイクル」は、Life Cycleを直訳すると「人生周期」となりますが、本条例では「一生涯」をいいます。

6 第5号の「県民等」は、県内の居住者や通勤、通学、買い物、旅行等で福島県内に滞在したり通過したりする人をいいます。

7 第6号の「子ども」は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律

第八十二号) 第二条各号列記以外の部分に規定する「児童」と同義です。

- 8 第7号の「保護者」は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号列記以外の部分に規定する「保護者」の定義と同義です。

(参考) 児童虐待の防止等に関する法律  
(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

(一～四 略)

- 9 第8号の「事業者」は、営利活動を行う企業やNPO等の非営利団体を問わず、県内に事業所を設けて事業を営む全ての法人及び個人をいいます。

- 10 第9号の「管理権原者等」は、事業所に対する管理、運営の権原を有する人をいいます。具体的には、事業所を代表することができる者、建築物の増・改築、避難・消防用設備等の設置と維持管理の権原を持つ者、テナントの場合、テナント内の設備の設置や管理の権限を持つ者及び貸借人など、事実上、現場の管理を行っている者（現場で監督者として一定の管理・監督を行う者）をいいます。

- 11 第10号の「学校」は、子どもの健康を守るため、教職員においても子どもに対する教育上の配慮が求められることから、子どもが利用する施設を幅広く「学校」と定義付けするものです。学校教育法第一条に規定する「学校」には大学も含まれておりますが、本条例は、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である子どもへの配慮が特に重要であると考えるので、本条例で定義する「学校」には「大学」を含みません。

- 12 第11号の「児童福祉施設」は、下記条文に規定された施設をいいます。

(参考) 児童福祉法

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

(以下略)

13 第12号の「家庭等」は、生活を共にする家族が住所又は居所として継続して居住する場所をいいます。

14 第13号の「病院等」は、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、難病支援センター、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設、母子健康包括支援センターをいいます（健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第十号から第十四号まで及び第十六号）。

### 第3条（県の責務）

第三条 県は、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとします。

2 県は、受動喫煙に関する知識の普及及び受動喫煙の防止に関する意識の啓発により、県民の理解を促進するものとします。

3 県は、前項に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関するその他必要な施策について、県民等、市町村、事業者、管理権原者等その他関係者と連携、協力して実施するよう努めるものとします。

#### 【趣旨・解釈】

1 本条は、法第二十五条において、受動喫煙防止に関する国及び地方公共団体の責務等について規定していることを踏まえ、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策の策定・実施や、受動喫煙に関する県民の理解を促進するための取組など、県の果たすべき責務を明記したものです。

(参考) 健康増進法

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 第3項は、県が受動喫煙防止に関する施策を実施するに当たり、当該施策

の効果を実確なものとするため、県民等、市町村、事業者、管理権原者等や関係機関と連携、協力するよう努めることを規定したものです。

#### 第4条（市町村に対する支援）

第四条 県は、市町村が実施する受動喫煙の防止に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとします。

##### 【趣旨・解釈】

本条は、受動喫煙防止を図るためには、県だけでなく、住民の暮らしに一番身近な自治体である市町村の役割も重要であることから、県は、市町村の取組を支援するため、情報の提供、助言その他必要な協力を行うことについて規定したものです。

#### 第5条（県民等の責務）

第五条 県民等は、ライフサイクルの各段階を通して喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければなりません。

2 保護者は、喫煙をする場所に子どもを立ち入らせないようにすることやその他の方法により、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければなりません。

3 県民等は、県及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

##### 【趣旨・解釈】

1 本条は、受動喫煙防止に関し、県民等の責務を規定したものです。

2 第1項は、県民等は自らの健康を守るため、がんや呼吸器疾患、心筋梗塞等、様々な病気の原因の一つとなる、受動喫煙の健康リスクについて理解を深め、正しい行動をとるとともに、路上、家庭、職場その他の他人と共有する空間において喫煙マナーを守ることににより、自分が吸ったたばこの煙を他人に吸わせることがないよう努めなければならないことを規定したものです。

3 第2項は、子どもに対しては保護者による日常生活全般における監護が重要であることに鑑み、保護者が果たすべき責務として、喫煙場所に子どもを

立ち入らせないようにすることや他の方法により受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならないことを規定したものです。

- 4 第3項は、県民等は、受動喫煙を防止するための意識の向上を図り、受動喫煙による県民の健康リスクを未然に防止するため、県及び市町村が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならないことを規定したものです。

## 第6条（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むとともに、県及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県内全域で受動喫煙を防止するための環境を整備するためには、事業者における取組も不可欠であることに鑑み、事業者が果たすべき責務として本条例の趣旨を理解し、事業所において受動喫煙の健康リスクを防止する環境の整備に取り組むとともに、県や市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならないことを規定したものです。
- 2 なお、事業者は、本条例の規定に加え、労働安全衛生の観点から労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十八条の二、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成四年七月一日労働省告示第五十九号）及び「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月1日基発0701第1号の厚生労働省労働基準局長通知）に基づき、従業員に対する受動喫煙対策を講じなければなりません。

（参考）労働安全衛生法

（受動喫煙の防止）

第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第7条（管理権原者等の責務）

第七条 法第二十八条第六号に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設の管理権原者等は、法に義務付けられる標識の掲示のほか、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めない場合は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければなりません。

2 学校、児童福祉施設、その他のこれらに準ずる施設や子どもが主として利用する施設の管理権原者等は、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければなりません。

### 【趣旨・解釈】

1 本条は、県が受動喫煙防止施策を実施するに当たり、管理権原者等が果たすべき責務について規定したものです。

2 第1項は、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設の利用者が、自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境を整備する一環として、管理権原者等に対して、当該施設内が禁煙である旨を表示するよう努めさせることを規定することによって、当該表示が掲示されている施設内では、受動喫煙の悪影響がないことを明らかにし、施設利用の判断に資する情報を提供することとしたものです。

なお、法第三十三条第3項及び第4項、第三十五条第2項及び第3項、同法附則第二条及び第三条において、技術的基準に適合した、専ら喫煙をすることができる場所を定めるときは、喫煙可能な場所である旨を施設及び喫煙室の出入り口に掲示することが義務付けられています。

3 第2項は、法において第一種施設は、一定の基準を満たせば特定屋外喫煙場所の設置が認められているものの、子どもは、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難である点等を勘案し、子どもの健康を守るため管理権原者等には当該喫煙場所を設置しないよう努めなければならないことを規定したものです。

4 「準ずる施設」は、学校と同様な用途に供される施設（学習塾、ピアノ教室、書道教室等）をいいます。

5 本条の「学校」には「大学」は含みませんが、法では、第一種施設に分類され、原則敷地内禁煙とされております。

6 健康増進法における第一種施設と第二種施設は下表のとおりです。

区 分	施 設	受動喫煙対策
第一種施設	○ 学校、児童福祉施設 ○ 病院、診療所 ○ 行政機関の庁舎 等	原則 敷地内禁煙
第二種施設	○ 事務所 ○ 工場 ○ ホテル、旅館 ○ 国会、裁判所 等	原則 屋内禁煙
	○ 既存特定飲食提供施設 (令和2年4月1日の時点で、現に設備を設けて客に飲食させる営業が行われている施設であって、個人又は中小企業(資本金又は出資金の総額が5千万円以下)が運営する客席面積100㎡以下の飲食店)	喫煙可能標識 の掲示により 喫煙可

7 健康増進法における第一種施設及び第二種施設が設置できる喫煙室の種類は下表のとおりです。

区 分	要 件
喫煙専用室	○ 専ら喫煙をすることができる室(飲食等不可) ○ 施設等の一部に設置することができる ○ たばこの煙の流出防止に係る技術的基準に適合した室であること ○ 喫煙専用室設置施設及び喫煙専用室の入り口にその旨を示す標識が掲示されていること
指定たばこ専用喫煙室	○ 加熱式たばこのみを喫煙することができる室(飲食等可能) ○ 施設等の一部に設置することができる ○ たばこの煙の流出防止に係る技術的基準に適合した室であること ○ 指定たばこ喫煙専用室設置施設及び指定たばこ喫煙専用室の入り口にその旨を示す標識が掲示されていること
喫煙可能室	○ 既存特定飲食提供施設において喫煙することができる室(飲食可)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の全部又は一部に設置することができる</li> <li>○ 施設の一部を喫煙可能室とした場合、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準に適合した室であること</li> <li>○ 喫煙可能室の入り口にその旨を示す標識が掲示されていること</li> </ul>
--	--

(参考) 健康増進法

(定義)

第二十八条 一～四 略

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

(八～十二 略)

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

(以下 略)

## 第8条（子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等）

第八条 喫煙をする人は、家庭等において、子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が利用している場所や同室の空間で喫煙をしないよう努めなければなりません。

- 2 喫煙をする人は、子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が同乗している自動車の車内において、喫煙をしないよう努めなければなりません。
- 3 喫煙をする人は、たばこを消した後に残留するたばこの臭気やその他の残留物に関して、子どもや妊婦等への配慮に努めなければなりません。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、保護者、喫煙者が家庭等において受動喫煙の未然防止に努めなければならないことを努力義務として規定したものです。
- 2 第1項は、屋内や屋外にかかわらず、子ども、妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が現に利用している場所や同室の空間では喫煙をしないように努めなければならないことを規定したものです。
- 3 第2項は、閉鎖的空間ではたばこの煙が十分に拡散されず、受動喫煙による健康リスクが高まると考えられることを踏まえ、子どもや妊婦等の健康を守るため、受動喫煙による健康を損なうおそれの高い人が同乗している自動車の車内において喫煙をしないよう努めなければならないことについて規定したものです。
- 4 第3項は、たばこを消した後に残留するたばこの臭気やその他の残留物にも有害な化学物質が含まれていることが指摘されており、これを摂取することによる健康への影響は研究が進められている段階ですが、子どもや妊婦、高齢者、疾病を抱える人などへの配慮に努めなければならないことを規定したものです。

#### 第9条（路上等における受動喫煙の防止等）

第九条 喫煙をする人は、学校、児童福祉施設、病院等及びこれらに準ずる施設や子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用する施設周辺の路上や通学時間帯における通学路において、喫煙をしないよう努めなければなりません。

- 2 公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号及び自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号から第四号までに規定するものをいう。）及び児童遊園（児童福祉法第四十条に規定するものをいう。）において、管理権原者等や利用者は、子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い利用者への受動喫煙の防止に努

めなければなりません。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、路上等における受動喫煙を防止するための努力義務について規定したものです。
- 2 第1項は、学校や病院等の周辺では、通学、通院などに伴い人通りが多く、往来する人々の間に路上喫煙をする人がいれば、他の歩行者に火傷を負わせるおそれがあるばかりではなく、受動喫煙にさらされる危険性も高まることから、これらの施設の周辺の路上や通学時間帯における通学路で喫煙をしないよう努めなければならないことを規定したものです。
- 3 「準ずる施設」は、学校と同様な用途に供される施設（学習塾、ピアノ教室、書道教室等）や病院等と同様に患者が利用する社会福祉施設等をいいます。
- 4 第2項は、不特定多数の人々が集う公共の場所のうち、特に公園や児童遊園は子どもや妊婦の利用が多いことが想定されることから、管理権原者等や利用者は受動喫煙の防止に努めなければならないことを規定したものです。

（参考）都市公園法

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

（以下略）

（参考）自然公園法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地

(海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。)  
であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。  
三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。  
四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。  
(以下略)

(参考) 児童福祉法

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

(参考) 健康増進法

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業者等(以下この章において「特定施設等」という。)の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。  
2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

## 第10条(推進体制の整備)

第十条 県は、県民等、市町村、事業者、管理権原者等その他関係者と連携、協力して受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとします。

### 【趣旨・解釈】

本条は、本条例による受動喫煙防止対策を実効のあるものとするために、県が県民等、市町村、事業者、管理権原者等その他関係者と相互に連携、協力し、受動喫煙の防止に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備することを規定したものです。

## 第 11 条（財政上の措置）

第十一条 県は、受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

### 【趣旨・解釈】

本条は、県が受動喫煙を防止することに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることを規定したものです。

## 附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

### 【趣旨・解釈】

受動喫煙防止対策は、県民の健康を守るために喫緊の課題であることから、本条例を令和3年4月1日から施行することとしたものです。

（見直し）

- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとします。

### 【趣旨・解釈】

本条例は、関係法令が改正されたり、たばこに関する研究が進み新たな事実が明らかになった場合など、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしたものです。

本条例において規定した責務は、県の責務以外は努力規定であり、罰則を設けておりません。健康増進法において、全ての者、管理権原者等に受動喫煙に関して義務が課せられており、義務に違反した場合は都道府県知事等による指導、勧告・命令等が行われ、改善が見られない場合に罰則（過料）が適用されます。

県民の皆様におかれましては、法を遵守していただくとともに、本条例に基づき、県、県民等、事業者及び管理権原者等がそれぞれの立場において、受動喫煙防止対策を講じ、互いに共働しながら受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことにより、全ての県民が、健康で快適な生活を維持できる社会を目指してまいります。

# 参考

## 「ふくしま受動喫煙防止条例」と健康増進法との比較

施設・区域等の類型	ふくしま受動喫煙防止条例	健康増進法
第一種施設		
学校、児童福祉施設等	【第7条第2項】 特定屋外喫煙場所を設けないよう努める。	【第29条第1項第1号】 原則敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所を設置可)
病院、行政機関の庁舎	法に準拠	
第二種施設		
飲食店、喫茶店等		
屋内禁煙	法に準拠	【第29条第1項第2号】 原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
喫煙の標識の掲示	法に準拠	【第33条第2項、第3項】 喫煙室の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示
禁煙の標識の掲示	【第7条第1項】 主たる出入口の見やすい箇所に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努める。	規定なし
既存特定飲食提供施設	法に準拠	【附則第2条第1項、第2項】 既存の小規模飲食店(客席面積100㎡以下等)は、当面の経過措置として喫煙・禁煙を選択可  【附則第2条第1項により読替えた第33条第5項】 二十歳未満の者を喫煙室内に立ち入らせてはならない。
家庭等	【第8条第1項】 子どもや妊婦等と同室の空間等で喫煙をしないよう努める。	【第27条第1項】 望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。
自動車の車内	【第8条第2項】 子どもや妊婦等が同乗している車内で喫煙しないよう努める。	
路上等	【第9条第1項】 学校、児童福祉施設等の周辺の路上や通学路で喫煙しないよう努める。	
公園、児童遊園	【第9条第2項】 子どもや妊婦等の受動喫煙の防止に努める。	
その他	【第8条第3項】 たばこの臭気やその他の残留物に関して、子どもや妊婦等への配慮に努める。	規定なし

… 健康増進法よりも責務等を上乗せあるいは対象等を拡大して規定している部分